

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

愛知県知事殿

提出者

住所 海部郡大治町大字堀之内字上六反地983

氏名 名古屋市上下水道局施設部

大治浄水場長 神谷 隆行

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-444-2651

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	名古屋市上下水道局大治浄水場
事業場の所在地	海部郡大治町大字堀之内字上六反地983番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36:水道業
②事業の規模	総配水量(令和6年度実績):99,650,900 m ³
③従業員数	56人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	净水処理:净水汚泥→沈澱処理・機械脱水(脱水ケーキ)後、中間処理業者に委託して焼却した後にセメント原料として利用 水質管理:汚泥(廃試薬)→処理業者に委託して収集・運搬後、焼却処理して埋立処分 施設管理:混合物→処理業者に委託して選別した後に埋立処分 汚泥(清掃汚泥・ヤード内)→処理業者に委託して収集・運搬後、焼却処理して埋立処分

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
施設部担当課長 (汚泥処理処分・事業系環境対策)	木村 悟		
施設部施設管理課長補佐 (汚泥処理処分)	大津 亮太		
施設部大治浄水場長	神谷 隆行		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
	・浄水汚泥において、少量化のために脱水工程における石灰の添加を除いた。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・浄水汚泥において、排水処理設備の更新等に合わせて新技術を導入して排出量の削減を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・廃プラスチック類、金属くず、木くず、瓦礫類は置き場所を仕分けて分別保管している。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・排出量に合わせて保管面積の最適化を検討する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) ・浄水汚泥を機械脱水して脱水ケーキに処理した後、一部を園芸育苗 培土の原料として利用した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・浄水汚泥を機械脱水して脱水ケーキに処理した後、一部を園芸育苗 培土の原料として利用する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組) ・浄水汚泥を機械脱水して脱水ケーキに処理した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) ・浄水汚泥を機械脱水して脱水ケーキに処理する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施する予定は無い。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	t
(これまでに実施した取組) ・浄水汚泥を機械脱水して脱水ケーキに処理した後、一部をセメント原料に再利用する処理委託を行った。			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		別紙のとおり	t
(今後実施する予定の取組) ・浄水汚泥を機械脱水して脱水ケーキに処理した後、一部をセメント 原料に再利用する処理委託を行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	産業廃棄物の種類	汚泥 (浄水汚泥)	汚泥 (廃試薬)	混合物	汚泥 (清掃汚泥)	汚泥 (ヤード内)	廃油 (廃試薬)	廃酸 (P A C)	混合物 (水銀使用製品)	特別管理 特廃油(廃試薬)	特別管理 特廃酸(廃試薬)	特別管理 特定有害廃酸	特別管理 特定有害廃アルカリ
	排出量 (t)	73,255	0.008	8.0	21.7	0	0.002	0	0.125	0.000	0.021	0.000	0.01
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥 (浄水汚泥)	汚泥 (廃試薬)	混合物	汚泥 (清掃汚泥)	汚泥 (ヤード内)	廃油 (廃試薬)	廃酸 (P A C)	混合物 (水銀使用製品)	特別管理 特廃油(廃試薬)	特別管理 特廃酸(廃試薬)	特別管理 特定有害廃酸	特別管理 特定有害廃アルカリ
	排出量 (t)	63,000	0.01	8.0	183.7	77	0.01	0	0.125	0	0	0	0

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項